

佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第29号

佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例

佐賀県食品衛生条例（昭和34年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第50条第2項及び第51条に規定する基準等を定めるとともに、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項を定め、もって県民の健康の保護を図ることを目的とする。</p> <p>第8条・第9条 略</p> <p>別表第1（第1条の2関係）</p> <p>法第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1 略</p> <p>2 その他の衛生管理</p> <p>(1) 食品取扱者等の衛生管理</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 食品取扱者が、<u>1類感染症、2類感染症若しくは3類感染症</u>の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、食品に直接接触する作業に従事させないこと。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第50条第2項及び第51条に規定する基準、<u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項に規定する基準等</u>を定めるとともに、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項を定め、もって県民の健康の保護を図ることを目的とする。</p> <p><u>（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準）</u></p> <p>第8条 <u>食品衛生法施行令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第36条に定める基準とする。</u></p> <p>第9条・第10条 略</p> <p>別表第1（第1条の2関係）</p> <p>法第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1 略</p> <p>2 その他の衛生管理</p> <p>(1) 食品取扱者等の衛生管理</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 食品取扱者が、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する感染症</u>の患者又は無症状病原体保有者であるこ</p>

改正前	改正後
<p>オ～シ 略 (2)～(5) 略</p>	<p>とが判明した場合は、<u>同条第2項の規定により</u>、食品に直接 接触する作業に従事させないこと。 オ～シ 略 (2)～(5) 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。